

令和5年度に実施した実地監査における主な指摘事項（健康保険組合）

東北厚生局

項目		指摘事項
組織	事務処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長から常務理事への事務の委任については、委任事項を明文化し、事務の執行（専決事項等）を適正に行うこと。 ・ 理事長から常務理事への事務委任について、理事長の再任時に改めて事務委任を行うこと。 ・ 組合において公告しなければならない事項は、全て公告すること。
	組合会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定議員の選定を代表事業主が行う場合には、他の事業主の委任状を漏れなく提出させること。 ・ 選挙区間において、議員一人あたりの被保険者数に格差が生じている状況を改めること。 ・ 理事長及び理事の選出方法に誤りが確認されたので、法令等に基づき適切な選出に努めること。 ・ 健康保険法施行令第7条第2項に基づき、通常組合会の開催時期について、規約に規定すること。
	監事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の選出に当たっては、健康保険法第21条第4項に基づき、組合会の全議員による選挙にて行うこと。
	個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機密文書管理規程に基づき、「極秘」等の文書の区分を適切に指定すること。 ・ 情報システム及びデータ取扱担当者の任命簿を直近の状態に更新すること。
収納	収納	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料について、納入告知時に調定決議書を作成し、収納時には収入決議書を作成すること。
経理	支出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付支払いに係る支出根拠を明確にするため、給与規程を整備すること。 ・ 貴組合職員に係る昇給等は、職員給与規程に基づき、理事会の承認を得て、その都度理事長が定めること。 ・ 支払いに係る証拠書類には、事故防止の観点から、「支払済」等の表示を行うこと。 ・ 前金払は、支払先の義務履行が会計年度内に得られるものに限ること。 ・ 予備費の充当が規約に定める項目以外に充当されていたため、規約に基づき適正を期すこと。
	財産管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産と固定資産台帳の定期的な照合を行い、台帳に確認年月日及び確認者を記録すること。 ・ 財産管理規程に基づき、統合専用端末は固定資産として、固定資産台帳に記帳し、適切に資産管理すること。 ・ 満期継続を含む全ての保管替えについては、組合規約に基づき、理事会の決定後に行うこと。 ・ 準備金及び任意積立金について、満期継続も含めて保管替決議書を漏れなく作成すること。
	帳簿管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金出納簿について、出納整理期間が新年度分と旧年度分とで重複して作成されているので改めること。 ・ 前年度収支残金の一時充当は決議後に行い、「現金出納簿」と併びに「一時借入金及び準備金繰替使用簿」に適正に記載すること。 ・ 「収支差引残簿」及び「一時借入金及び準備金繰替使用簿」を作成し、歳出簿の末尾に編綴すること。 ・ 積立金の繰替使用を行った場合は「一時借入金及び準備金繰替使用簿」に繰替使用と返還の履歴を記載すること。 ・ 繰替使用及び返還を行った場合には、積立金台帳の内訳簿に「繰替使用中」を設けて、適切に管理すること。 ・ 積立金台帳は勘定（一般・介護）別に記載し、管理すること。 ・ 固定資産台帳について、新規購入した備品及び廃棄された備品を、その都度適切に記帳すること。

令和5年度に実施した実地監査における主な指摘事項（健康保険組合）

東北厚生局

項目		指摘事項
適用・給付	適用	<ul style="list-style-type: none">被保険者証の未返納者に対し、未返納整理簿等を活用して適宜督促を行い、被保険者証の回収に努めること。返納された限度額適用認定証について、返納整理簿等を活用して適切な管理を行うこと。
	給付	<ul style="list-style-type: none">一部負担還元金等の付加給付について、支給方法を付加給付支給手続規程等に明確に規定すること。
保健事業	保健事業	<ul style="list-style-type: none">「健康保険組合事業運営指針」第3－1－（1）に基づき、保健事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を設置すること。母体事業所が運営する「健康経営推進協議会」が設置されているものの、数年開催されていないことから、健康保険組合事業運営指針に規定する、保健事業の企画立案、実施結果の分析、評価を適切に行えるよう、新たな委員会を設置するなど、体制の見直しを図ること。健康管理事業推進委員会の開催が年1回となっているが、年に複数回開催するなど、保健事業の企画立案、実施結果の分析、評価の機能を発揮するよう運営を改めること。データヘルス計画については、健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針に基づき、公表すること。高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づき、特定健康診査等実施計画を公表すること。